

第三百三十二回 参議院災害対策特別委員会會議録第五号

平成七年二月二十一日(火曜日)
午後一時二十四分開会

委員の異動

二月二十日

江本 孟紀君

補欠選任
井上 哲夫君

二月二十一日

安永 英雄君

補欠選任
庄司 中君

出席者は左のとおり。

委員長 陣内 孝雄君
理事 清水 達雄君
野別 隆俊君
横尾 和伸君

委員

太田 豊秋君
鎌田 要人君
下条進一郎君
松谷蒼一郎君
山崎 正昭君
大森 昭君
上山 和人君
庄司 中君
谷畑 孝君
刈田 貞子君
釘宮 磐君
木暮 山人君
井上 哲夫君
林 紀子君
小里 貞利君

事務局側

説明員

国土庁長官官房 審議官 国土庁大都市圏 整備局長 国土庁防災局長 常任委員会専門 員	西川 一誠君 荒田 建君 村瀬 興一君 駒澤 一夫君 伊藤 哲朗君 浜野 潤君 吉川 薫君 山下 弘二君 柳下 正治君 福田 進君 玉井日出夫君 崎谷 康文君 高山 康信君 池田 五男君 井原 勝介君 井口 泰君 澤井 英一君
--	---

本日の会議に付した案件

○阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、江本孟紀君が委員を辞任され、その補欠として井上哲夫君が選任されました。

また、本日、安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として庄司中君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小里國務大臣。

○國務大臣(小里貞利君) ただいま議題となりました阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成七年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域において死者、行方不明者が五千三百名を超えるなど未曾有の震災被害をもたらしました。

この阪神・淡路大震災は、国民生活に甚大かつ深刻な影響をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えているところであります。今後、生活の再建、経済の復興等の救援策の一層の充実を図るとともに、関係地方自治体に対し最大限の支援を行い、阪神・淡路地域の復興に全力を挙げて取り組む所存であります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行うものと

するものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとしております。

第二に、国は基本理念のっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとしております。

政府としては、所得税の雑損控除の前倒し適用等税制の特例を定めた阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案、並びに被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業の特例等を定めた被災市街地復興特別措置法案について国会に提出させていただきますが、このほか、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助等を定める法律案等の検討も急いでいるところであり、その他の多くの分野にわたって復興を進めるための措置についても検討を進め、必要なものについてはできる限り早急に成案を得て順次御審議いただきたいと考えております。

第三に、関係行政機関の復興施策に関する総合調整等を行うため、総理府に阪神・淡路復興対策本部を置くとともに、その長を阪神・淡路復興対策本部長として、内閣総理大臣をもって充てるものとすると、阪神・淡路復興対策本部の事務及び組織に関して必要な事項を定めることとしております。

その他、これらに関連いたしました関係規定について所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水達雄君 自民党の清水達雄でございます。法案の「基本理念」の条文の中で、復興は国と地方公共団体とが適切な役割分担のもとで行うというふうに書いてあるわけですが、この役割分担の内容、ちょっとこれ答えてください。質問だとは思っていただいても、例えば国は金の援助をするとか、税の特別措置をするとか、あるいは被災地復興法みたいな、特別立法みたいなことをやるとか、後は実際のやり方は地元が考えるとかいろいろあると思うんですが、そういう点についてのお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) まず、申し上げるまでもなく地元の県、市、町の、あるいは罹災者を中心にするわけでございますが、自主性を尊重する。そしてまた、お互いの役割分担を尊重しながら、その役割分担を最大限に生かしながら、いわゆる両者の施策が相まってエネルギーが出るし、そしてまた一つの長期的ビジョンに基づいた各級の施策が展開されますから、それをおのおのひとつ協調しながら、あるいはまた国は国で単独で施策を打つべきものもたくさんございますし、あるいはまた県、市町村が計画をいたしました事業に対しては連携、支援を申し上げるべき事項もたくさんございます。

それらの考えに基づきました財政特例措置あるいは各級の事業についての補助率を上げますよ、あるいは国の分担金を上げますよ、負担金を上げますよというふうなものの施策は目下各省庁挙げまして鋭意作業中でございます。でき得るならば二十四日にそれらの具体的な予算措置あるいは法令措置を国会にお願い申し上げます。

さような段取りでございます。

○清水達雄君 この法案と関係があるのかないのか後でちょっと聞きますけれども、国でも阪神・淡路復興委員会というふうなものが既にできておりますし、地元にも県が都市再生戦略策定懇話会というふうなものをつくって、いずれは都市再生計画研究委員会というので六月ごろに計画をつくるというふうなことを言っています。それから神戸市も神戸市復興計画検討委員会というふうなものを設けておりまして、いずれは神戸市復興計画審議会というところで六月には計画をつくるというふうなことを言っているわけですね。国にも県にも市にもこういう審議会と申しますかいろいろ議論をする機関があるわけでございます。どうもちょっと考えるとかなりややこしいなという感じがするわけでございます。

そこで、こういった国、県、市というふうな中でいろんなアイデアとか考え方が出る、そういうものをどういうふうにするか調整しながらやっていくのかなというところでございます。

もうちょっと具体的な御質問をするならば、国と地元の審議機関の検討課題に、国は主としてこういう観点からやるんだとか、こういう課題についてやるんだとか、県、市はこうだとかというふうな役割分担のものがあのかないのか。それから、国と地元の審議機関に考え方の違いみたいなものがあつたときにどうするのかというふうな、ちょっとこれは頭の体操みたいな話だけれども考えられるんですが、その辺どんなふうに考えてございましょうか。

○国務大臣(小里貞利君) 確かに先生お話しのように、地元におきましても、県では都市再生戦略策定懇話会、去年十一月に発足をいたしました。また、市の中で中心的役割を御期待申し上げます。なればならぬ神戸市におきましても、復興委員会が七日に発足をいたしました。それで一応先ほど申し上げましたように地元の復興にかける基本構想あるいは方針、計画は三月、六月と順次整理されていく方向でございます。

政府はそれらにどういう形でかわるか、あるいはまたコンセンサスを得させていただくかというところでございしますが、そのような一つの配慮のもとに緊密な地元との連携、調整が最初の段階から必要だと、御指摘のとおりでございます。したがって、それにこたえるためにいよいよ復興委員会というものを組織をいたしました。

この政府の復興委員会には、御承知いただいておりますように、地元の県知事をしてまた神戸市の市長さんもお入りいただきました。したがって、知事さん、市長さんたちは自分たちの地元でそのような一つの調整、計画を立てながら、言うなれば政府の考え方を総合調整する場においてをいただきますから、地元の作業と同時に政府の作業にも直接関与をいただきます。そして結果として政府の考え方、復興計画に対する一つの構想を、地元との間において決してむだがないように、むしろ有効に、そして総合的に進められるように配慮いたしました結果が政府の復興委員会であり、そしてまたその復興委員会は、総合調整に関する事項の審議もいただきますが、同時に総理大臣に対して意見を具体的に反映していただく、あるいはまた総理大臣から諮問を申し上げます。そのような一つの国の方針を決めまして、そして復興本部という組織形態の中でそれを積極的に推進していく、さような考え方でございます。

○清水達雄君 地元へ近づけば近づくほど物事が非常に複雑な要素をはらんでいきますし、いろいろ住民の間の利害とか権利調整とかいろいろなことが地元へ近づくほどたくさんあるわけですね。そういうふうなことも考えますと、やっぱり国の復興委員会の方は、少なくともこういふことは今度の復興についてやってほしいなというふうなことがあればできるだけ早く出して、国の方は早くそういうふうなことを言うべきことがあれば言って、地元の検討の参考にしてもらうということが僕は一番いいような気がするのですけれども、それに

ついてはいかがでしょうか。

○国務大臣(小里貞利君) 全く御指摘のとおりでございます。今提出をいたしました法案が御可決をいただければ、即座に政府の復興委員会等でぜひ御審議いただきたい、あるいはお聞かせいただきたいなというところをもっと体系的に整理して、そしてひとつ積極的に御提言いただくこと、その予備的な作業に入っております。しかし、法案が可決されました後のことでございますので、その辺は節度を持ちながら配慮いたしております。

同時にまた、地元の方からはもう既にこの前の復興委員会におきまして、市長あるいは県知事の現段階において考えられる、あとう限りの一つの構想というものはもう既にお聞かせをいただきました。非常にこれも参考になっておるかなと思っております。そこでございまして、先生御指摘のところを十分留意しながら配慮しなけりやいかぬなと、こう考えております。

○清水達雄君 それで、被災住民という被災者の立場に立ちますと、できるだけ早く住居とかあるいは営業店舗等を再建して、前のような通常の状態に戻りたいという気持ちの方が非常に強いわけですね。そういった住民の希望とか意思というものと、それからもう一つは、こういう被害に遭ってせっかくこれから新しい町をつくっていくんだから、やっぱり災害に強いよく整備された町をつくらなきゃならぬという社会的な要請というのがあるわけで、これは今までは国とか地方とかこう言っていましたけれども、国、地方を問わず一体となつてその辺の住民と社会的要請というものの調整をうまくやるということが復興の最大の課題点という観点から思われます。

やっぱり住民は毎日どうなるんだろか、どうしたらいいんだろかというふうに考えますから、私はかなり粗くてもいいけれども、できるだけ早く、例えば建物を建てるときに、今まで小さな宅地に小さい住宅が建つておつたというふうな建て方じゃだめだ、そうじゃなくてやっぱり共同住宅みたいなものをつくって災害に強い立派な建

専門的なことは後ほどお話があると思うのでございますが、したがいまして、例えば防災都市と

示とか考え方の提示というようなものはもう行われているのかいないのか、行おうとすればいつこ

ざいます。
そこで、問題になりますのは税金の問題でござ

れに先立つ先行買収についてやっぱり同じような
税の軽減措置がとられませんか、なかなか土地の

そういつた先行買取が進まないということもあり
ます。

そういう問題と、それから事業主体でない例え
ば土地開発公社とかいうふうなところが代替買取
といいますが、代行買取というのか、というふう
なことについても同様の措置がとられるように今
後御検討いただきたいと思ひます。

特に、第二種再開発事業につきまして住宅・都
市整備公団が施行した場合に、県や土地開発公社
が土地を取得するときはいわゆる取用並みの五千
万円控除がきかないというふうなことになるって
いうのでございませうけれども、こういうものも含
めてそういう代行取得もできるようにぜひしてい
ただくように今後御検討、実現のほどをお願いし
たいと思ひます。

それから、あとは今度は本部の少し事務的な中
身の話でございませうけれども、副本部長というの
は震災対策担当大臣がおなりになるんでしょう
か。

○国務大臣(小里貞利君) これは、今お願い申し
上げております法案が可決された後、事務的に
処理されるものと思っております。

以上でございませう。

○清水達雄君 総理大臣が恐らく任命するので、
そういうお答えだと思ひます。

それからもう一つは、今あります非常災害対策
本部というのは災害対策基本法第二十四条の規定
によつて設置をされているわけでございまして、
これはいわば災害応急対策を推進する本部でござ
いますからまだ今後も続くと思ひます。今度は阪
神・淡路復興本部というのでございまして、これ
は恐らく併存をする、両方とも当面はいくんだら
うというふうな思ひ方でございませうが、この事
務の区分がどうなるのかということでございます。

これも事務的には整理がされていると思ひんで
すけれども、例えば例を挙げますと仮設住宅の建
設は非常災害対策本部、つまり応急対策の方だ
と。ところが、災害公営住宅、恒常的に今後住む

災害公営住宅みたいなものは復興本部の事務だ
というふうにも思ひますけれども、その辺につ
いてちょっと具体的に御答弁いただきたいと思ひ
ます。

○国務大臣(小里貞利君) 今、委員の方から具
体的に仕事あるいは事業の例示をもって御説明い
ただきましたように、まさにそのとおりでございま
す。

そこで、今ある非常災害対策本部と今度可決し
ていただいてつくられるであろう復興本部との関
係でございませうが、率直に言ひまして、大分官邸
を中心に、そしてまた私どもの国土庁におきまし
てもその点協議をいたしておるところでございま
す。

率直に言つて、一面からいへば地元の住民感情
もございませうし、あるいはまた地元の県や市など
との協同のもとに進めてまいりました非常災害対
策業務もまだかなりの部分残つておるわけでござ
いますから、それらの分も大事にしながら、もし
て先ほどからお話でございます復興にかける本格的
な仕事を進めていかなければならぬと思ひます。こ
しはばらぐの間重複するかなと、實際上、組織の
上で。

しかしながら、政府として、率直に申し上げま
すとその副本部長も総理大臣がなられますし、そし
て、現在だつて緊対本部の副本部長の総理大臣の言
うなれば指揮監督のもとに私も非常災害対策本部
動いておるし、また非常災害対策本部も、御説明
申し上げましたように各省庁からおいでをいただ
きました中堅幹部約三十名前後の皆さんに担当大
臣特命室のもとに協力をいただいておりますから
、この次でできる復興本部も、大体一部の皆さん
の入れかわりはあるにしてもこの方々に、今やつ
ていただいております方に大きな役割を担つてい
ただかなければならぬわけでございまして、早晩
これを一元化するといふ、一元化と申し上げま
しょうか非常災害対策本部の業務をこちらの方に
そのまゝ大事に引き継がせていただく、その時期
が早晩来ると、そういうふうな判断をいたしてお

ります。

○清水達雄君 終わります。

○上山和人君 日本社会党・護憲民主連合の上山
和人でございます。提案されております法律案に
は日本社会党・護憲民主連合として積極的に賛成
する立場から、二、三の点について、二十五分
の時間制限でございますので端的にお尋ねいたした
いと思ひますので、どうぞよろしくお願い申し上
げます。

この法律案は、阪神・淡路大震災復興の基本方
針及び組織に関する法律案でございませう。法律案
が成立をいたしますと、これに基づいて総理を対
策本部長とする対策本部を中心にして阪神・淡路
地区の復興の諸施策が進められると思ひるのでござ
いますけれども、それはとりもなおさず、阪神・
淡路地区にとどまらずこの施策の展開が全国的な
防災計画の見直しに資するものでなければならぬ
いんだと、これを教訓にしながら、全国自治体を
含めて防災計画を見直ししたり備えを万全のものに
しようとするんだと思ひますので、そういう観点
から御質問させていただきます。

何よりも基本理念にありますように急がれなけ
ればならないのは生活の再建と経済の復興だと思
ひます。そのために何がとりわけ必要か。これは
もう小里大臣は労働大臣をはんの最近経験された
ばかりでございませうから、雇用をどうするか。万
全の雇用体制を確立することができかねない
かが生活の再建、経済の復興に直接つながるん
だ、雇用の問題は深刻な問題はないんじゃない
かといつも心を痛めております。

連日、マスコミを中心に情報が入りますけれど
も、深刻な失業状況あるいは休業状況といひま
すか、きのうの毎日新聞が報道しておりますけれ
ども、震災によつて失業・休業者が五万人から六万
人にもなると政府部内で試算をされているという
報道がございました。今、政府の方で、これは労
働省に所管はなると思ひますけれども、この震災
による失業休業状況をどのように把握なさつてい
らっしゃるか、今の段階で整理してちょうとお答

えいだけませうか。

○説明員(井原勝介君) 今回の震災に伴いまし
て、被災した企業が解雇や一時休業を行うことに
よりまして被災地の雇用状況に深刻な影響が生ず
ることにつきまして強く懸念をいたしてございま
す。

労働省としましては、被災地における事業主、
労働者に対する相談援助に全力を挙げておりまし
て、委員御指摘の休業者等につきましては、被災
地のすべての安定所におきまして特別の相談窓口
を設けまして、きめ細かな相談を実施している
ところでございませう。

兵庫県の十七の公共職業安定所に設置しまし
た特別相談窓口について見ますと、一月二十五日
から二月十六日までの間におきまして相談件数が三
万一千余りに達しております、そのうち一万五
千四百九十八件が労働者、休業者からのものに
なっております。失業給付に係る相談が大半を占
めているという状況になっております。

なお、委員御指摘の災害に伴い発生してござ
います休業者、離職者の人数につきましては、現在さ
まざまな角度から調査しているところでございま
して、公共職業安定所の窓口は現在大量の休業者
等の対応に追われていることもございまして、現
時点におきましては総数としてどの程度、何人程
度に達しているかとの集計につきましては困難で
あるというふうな認識しております、御理解いた
だきたいと思ひます。

○上山和人君 御努力はよく理解するところで
ございませう。当面の対策については、これは既に
いふような対策が講じられているというところはよくわ
かっております。これはもう失業給付を徹底させ
ることを中心にしましていろいろな施策が講ぜられ
ているわけであります。

時間がありませんので端的にお尋ねしたいの
は、これから中長期的に、根本的にどうなさろう
としているのか。この質問の準備をしながら、実
はきのうの夕方、夕刊が届いたんですよ。東京新
聞の夕刊が報道しておりますのは、労働省として

○上山和人君　今の御答弁をお聞きしております
と、きのうの東京新聞の夕刊が報道していたの

例えば、鹿児島県はもう既に一月の末に活断層の分布調査をする方針を決めております。そして活断層の調査をやり直して、どういう形で県民にそれを知らせるのかというのは非常に難しい問題があるように思ふんです。詳細に、具体的にマップ等によって県民の前に明らかにすることがいいのか悪いのか。その土地の評価が、活断層の上にある地域となると非常に大きな影響を受けるということなどもありますから、各県も苦慮しているようであります。

これをもっと広げられるのか、広げなければなら

摘のありましたような防災側、特に地方自治体へ

どういう形で提供するかといったような体制づくりということでも、もう少し幅広く検討する考え方であります。

○上山和人君 研究結果が活かされていないという状態を踏まえて、それを生かすシステムをどう確立するかという観点だと理解していいですか。

○説明員(山下弘二君) 御指摘のとおりのことだと思えます。

○上山和人君 ぜひその点については御期待申し上げております。また、全国の期待も大きいと思いますから、これからの十分御検討いただいて万全のものに、そういうシステムづくりに御努力をお願いしたいと思います。

そこで、もう一つだけこの問題につきまして最後にお尋ねしたいのは、参議院の予算委員会の集中審議のときに参考人として出席をされました地震予知連の副会長の高木東北名誉教授が、活断層の切迫度、危険度がわかるようなマップをつくって観測地域の見直しをしたいというふうに述べたと報道されておりますけれども、活断層の新しい地図というのを、これは地震予知連のことではありますけれども、所管の科学技術庁としてこの副会長の御意見のようにお進めになるお気持ちがあるのかないのか。

○説明員(山下弘二君) 高木副会長が参考人の場であるいろいろなおっしゃったというのは私も承っております。

その中で活断層のマップみたいなものをつくる重要性というものが指摘されたと思いますが、従来大学とかあるいは工業技術院地質調査所などで系統的な調査をやっておられますので、こういったものをどういった形でより有効に進め、かつまた防災サイドに反映するかということも含めまして、それぞれの省庁に関係がございますので十分検討させていただきたいと思えます。

○上山和人君 活断層について今度の大地震でみんな認識を新たにしたいし、関心を高く持っていると思います。自分の家が活断層の上にあるのかなのかというのを含めてみんなが今考え始めた状態です。

態です。活断層マップをつくることの是非、それをどういうふうな防災計画の見直しに活用するかというところは難しい問題ですけれども、ただ、みんなは非常に関心を持っている。鹿児島はどうなのか、どこはどうか、自分のうちはどうなのか、自分の会社はどうなのかということについてまで関心を寄せておられますので、希望者には正確にといいますか、どこまで正確にこういうものを把握できるのか、少なくとも今の科学技術の力量の範囲で、とにかく求める者に対してはやっぱり正確に情報を提供できるような新しい活断層マップというのはぜひ必要じゃないでしょうか。

それをどのように知らしめるか、どのように活用するかは、先ほど申し上げたような土地の評価にかかわる問題等も微妙に発生いたしますので非常に難しいですけれども、求める者に対しては正確に情報を提供する必要があるようにこれから思っています。ぜひ今後活断層マップについては、鹿児島県は独自に調査することも決めているのにも見られますように、各県も苦慮いたしておりますので、科学技術庁でも十分この点は御検討いただきたい。よろしくごさいましようか。

○説明員(山下弘二君) 科学技術庁単独ではもちろん活断層の調査等これまでやったことはございませんけれども、関係機関それぞれの能力を挙げ最大限の努力をするような形で相談をさせていただきたいと思えます。

○上山和人君 最後に、五分間時間がございまして小里大臣に、大変御苦労いただいておりますけれども、もう時間がございせんから、私は、これからの長期的な視野でぜひ復興対策本部として御努力をいただきたいことについてはほんの二、三点について御提言申し上げて、小里大臣の御見解、また御決意のほどを最後に承りたいと思っております。

いつも言い古されてきたことですが、災害は忘れたころにやってくる、やっぱり忘れたころにやってくる、そして備えあれば憂いなしとい

うこの二つの視点をいつも踏まえながら長期的な対策を立てられるんだと思えますけれども、その中でどう国民が忘れないようにするか。これは前のこの委員会でも、大臣がおいでにならないときにも、私は、日々思いを新たにすることはできなくても、でも少なくとも、どういつも国民が忘れないようにするか。

それは、一つは、今できている行事でいえば防災の日があると思うんです。その防災の日をどういうふうな活用なさろうとしているのか。防災の日だけではなくて新たなまた御構想でもあればそれも含めてお聞かせいただきたいのと、もう一つは、文部省との関係がございまして、防災教育といいますが、防災基礎教育を初等教育段階から取り入れることもやっぱり検討しなければいけないんじゃないかという気が、私は特に文教関係にいます者としてそういう思いを痛切に感じております。これは、今の大臣の責任の問題としても文部省にも十分話し合いをなさることじゃないかと思うんですが、子供の時代から防災基礎教育的なものを取り入れることを検討する必要があるんじゃないかなと思っております。そういう点についてどのようにお考えになつていらっしゃるか。

そして、地域づくりについては、やっぱり連帯感と責任感といいますが、そういうものに基づいたコミュニティをどう形成していくか。これは今度の震災で全国がみんな学んだことのひとつだと思えますけれども、この連帯感と責任感に基づいたコミュニティの形成がどう進められるのかという点について御配慮いただくべきじゃないか。そして、これからは現地の問題ですけれども、不公平感が一番怖いと、雲仙・普賢所のあるとき島原の市長が言っておられました。取り扱いは不公平感が生じること、義援金の配分にしましては、いろんな対策を講ずるにしまして、被災者たちが不公平感を持つのが一番怖い。地域差によつて具体的な支援政策等に差が生じないような、そういう御配慮をぜひ願いたいものだと思います。

あと二、三分しか時間がありませんが、大臣の御見解と御決意のほどを承つて終わります。

○国務大臣(小里貞利君) ごもっともな御指摘であり、また要請であると思っております。

今次の規模の大きい災害は、私どもに今もまだいろんな課題を提起いたしておりますが、大変厳しい教訓を数多く与えていただきました。これを私どもは本心に貴重な経験にいたしました。しかも、お話をさせていただきますように、従来震災、地震に限らず各般の災害がありましたけれども、その後は、今度はしっかりとつ制度にしても体制にしてもあるいは行政の運用面においても考えていきますというものの、なかなか先生御指摘のとおり私どもは反省する事項もたくさんあります。今次はそれのようなことは決して許されませんが、根本的にこの際、今もやらなければいけない、ひとつと申し上げましょうか、落ちついてくるとして、できるだけ早急に官民そして経験者、特に今度の阪神・淡路地区の生々しい経験をなされた行政や民間の皆様方の御意見などもお聞きしながら、防災を含めて一切の危機管理等を考えなければいかぬ、そう思います。

なおまた、その中で、今御指摘がありましたように、日ごろの市民社会におきます連帯感、責任感、こういうものをただ単に行政などが言葉の上で呼びかけるのでなくて、基礎的に市民の皆さん、各界各層の皆さんがどういうふうな意識をいたしたか、そういう一つの呼びかけ、あるいはまた一つの行事と申し上げますか、一つの体制整備も必要だろうと。あるいはまた教育の面におきましても、先生御専門でございますが、本心に心得ていくべきことであると思っております。

なおまた、最後にお聞かせいただきました、本当に今度の義援金を初め、行政等の応急あるいは復興措置は公平でなければいかぬと、ごもっともなお話でございます。いろいろな問題について十分注意しながら、そして最も効果的な施策が行われるように心得なければならぬ、かように思っております。

○上山和人君 終わります。

○刈田貞子君 平成会の刈田でございます。

まず、先ほど提案されました法案について二、三質問をさせていただきます。

本法案は、当初は阪神・淡路復興法案としてお出しになるはずでございましたところが、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案という、本日提案されました長い名前に変わったわけでございますが、その経過を御説明ください。

○国務大臣(小里貞利君) お話しのうちに、前日になりました、この名称と申し上げますが、一つの題目を変えましたことはお話しのとおりでございます。ただ、率直に申し上げます、中身は全く変えておりません。

と申し上げるのには、最初復興法という形で出しましたものの、中身におきまして、どちらかといえば復興にかける基本方針、あるいは組織について中身がうたつてあるじゃないか、その辺の中身の比重性から考えて、素直にその辺を、復興にかける基本方針、組織として出した方がいいんじゃないか、しかも、復興法という一つの固有な名詞と申し上げますが、それが与えたイメージからしますと、今出しました法案の中身というのは、

時期的に間に合わなかったことはよくわかるけれども、その中身においてこの法律はどのような役割を担っているかというところが現段階ではかなり希薄だから、その点を考慮してそういう名前前に素直に修正した方がいいだろう、そういう考え方でやりました。

なお、今申し上げました中におきまして、ではどういう役割を、どういう具体的措置をとるのかという点については、先生も御承知のとおり、現在、各県、市、町段階におきまして被害の状況把握、及び行政として、あるいはまたその他の措置としてなすべき各級の事業を精査いたしておりますから、また国といたしまして、当然主体的にやるべきこと、あるいはまた地元と連携してやるべきことの事業の整理を今鋭意いたしております。

すから、その第一段階として来る二十四日には国会で御相談できます、これは法制上のことも相当御相談いたします、また経費上のことも、とりあえず一兆前後にわたる補正予算として御相談をするという準備をいたしておることが示しますように、なかなか今次の法案、この復興法を制定する段階で具体的に盛ることができなかったものから、別途にこの法律の定めるところによって措置いたします、こういうふうな御相談いたしたいきざつでございます。

○刈田貞子君 今の御説明のとおりだと思ふんですけれども、巷間伺うところによると、この親法案のところに九つぐらゐの法案がまた具体的な政策として傘下に入ると。既にそのうちの三法案は先般可決をして、そしてこれが既に施行されておりますね。そういう状態を見ますと、何か親法案が後から追つかけていっているような感じがいたしますけれども、ないよりはあの方がいいのかなと。

つまり、復興対策本部の法律的位置づけがきちっとしたというような点。今ここで御提案の趣旨の中に、それに関する基本方針を定め、そして具体的な施策は個々の法律に任せ、そして三番目に総合調整のための本部を置いて組織づくりをする、こういうことの御説明ですから、それはそれでよろしいんですけれども、そうだとすればこの法案はもっと早く出てきてもよかったんじゃないかな、こういうふうにも思わざるを得ませんけれども、そのぐらいにいたします。

もう一つは、この御説明の中に阪神・淡路地域の復興という言葉が再三出てまいりますが、具体的に申し上げますと、地域的なものを限定したことの理由もまたあろうかと思ひますし、もっと厳密に言えば、阪神・淡路地域とはどこを指すのかと。そこだけが今回被害を受けたかという点、そうでもないところもあるわけで、その辺の、地域を限定したことについても重ねてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(荒田建君) 本法律案で阪神・淡路地域という地域が、具体的な範囲はどこかというお尋ねでございます。

この法律で阪神・淡路地域というのは、第一条の「目的」に定義規定がございますけれども、阪神・淡路大震災によって著しい被害を受けた地域を指すというところでございます。したがって、具体的なその地域の線引き、これは被害の態様に即して判断されるというところになるわけでござい

ます。この法律そのものが基本理念あるいは具体的な措置をそれぞれ個別法にゆだねているという体系になっておりますから、著しい被害を受けて何らかのいろいろな助成をしていかなければいけない、そのときに区域はそれぞれ個別法のところで判断されるということになると思ひますけれども、この法律では、著しい被害を受けた地域を指すというところでございまして、この法律そのものでは実体的にこういう措置をする、ああいう措置をするというところは決めておりませんから、一応そういう定義で十分だろうということでこういう定義にしております。

○刈田貞子君 それから、法律に關してもう一点だけお伺いをいたしますと、この法律が五年の期限立法になっております。そして、活力ある関西圏の再生あるいは経済の復興というのをうたつておられますけれども、五年間でどういう活力ある関西圏の再生をしようとなさっておるのか。今言われたように、具体的なことはこの中に盛り込んでないわけですからこの法律では見えないわけですから、具体的にどんなことを考えておられるのか。

私に言わせていただければ、いわゆる成長経済時代の概念で考えれば五年の復興ということもあるかと思ひます。しかしながら、そういう状況でもないのではないかとというふうに思ふものですか、あえて五年と区切られた理由を重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(小里貞利君) これは大分立法作業の段階でもいろいろな観点から議論をされたところ

一つは、概念として申し上げますと、この復興は非常に重大だと。だから、スタートから我々は当然のこと、いろんな意味においてひとつ身を引き締めてかかる。そして、その復興の日程というものは相当なボリュームのあるものだけれども、余り長いところにターゲットを置いてもどうだろうか、少なくとも五年ぐらいでこれをやり上げるよという一つの気概あるいは抱負の旺盛なものを示す意味においても、最初からボリュームをかけよう。こういう一つの雰囲気というのか、申しわけございませんが、そういう気持ちも手伝つておる、こういうことをまず率直に申し上げた方がいいかと、こう思ふんです。

したがって、今は提案、御相談しながらこういうことを申し上げるのはどうかと思ひますが、お話しのように大変パイの大きい仕事ですから、五年間で仮に終えなかつたとするならば、これは延長は可能であるわけでございまして、うから、またその都度ハウスにも御相談申し上げなければならぬ手続は当然でございますが、そういう一つの気持ちが入っているということでござい

す。それから、今度のいわゆる阪神・淡路地域というのは、我が国の産業経済から見ても、御承知のとおりコンテナ貨物、約三割です、世界で六位にランキングされておりますよというふうな非常に大きな産業経済の背景を持った地域でございます。したがって、内外の経済に与える影響も大きいので、その辺を十分理解しながら私どもは生活の再建、まず罹災者、そして広く市民の皆様

の再建にかつて、そして経済の復興だ、そして将来にわたつて安全な町づくり、いろいろそういう地元の意向も具体的に伺ひたい。そういう意味で、言うなれば内外の産業経済の背景から見ても重要でございますという、その認識に基づく活力のある関西圏の再生、そういう一つの呼びかけをいたした、こういうことでござい

○刈田貞子君 五年たつて復興ということに現時

点で想定していることが及ばないときにはまた延長もあり得るということを考えながら、五年という一応のめどをつけたら、こういうことだろうというふうに思っています。

それで、法律の中身についても実はもう少しお伺いしたいことはあるんですけれども、いろんなものを用意いたしましたので先に進めさせていただきます。

私も十四日から十五日にかけて現地でのいろいろ調査をさせていただきました。大変感じましたことは、私は消費者団体の出身なものですから、そういう観点から現地を見てまいりまして、物価の調査なんかもしてまいりました。比較的物価が安定しておったというふうに思っています。大変実は胸をなでおろしておるところでございます。

経済企画庁がなさいました物価ダイヤル等に寄せられた要望事項等がたくさんあるようですし、また県あるいは市でなさいました各種のいわゆる物価監視体制でございますが、これで見ても本心に心配されたようないわゆる狂乱物価というような事態が起きていないことに実は私も大変胸をなでおろしているところでございますけれども、企画庁にお伺いしますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○説明員(吉川 薫君) 震災後の物価状況につきまして、総務庁が一月三十一日から二月三日に実施しました神戸市における食料品、日用品の小売物価の調査等によりまして、物流や流通の甚大な被害にもかかわらず、震災前の小売物価と比較して大きな変動は認められず、物価は総じて安定しております。

今後につきましては、予見がたいものがありますが、我が国経済は十分な生産能力を持っていることから、災害復旧から復興への被災地域のニーズの変化に適切に対応しつつ、関係業界等の協力を得て被災地域における物流、流通を含めた供給体制の整備を進め、物価の安定に努めていくこととしております。

それから、物価一一〇番等に寄せられました屋

根補修等の工事料金あるいは家賃等につきましての苦情、問い合わせに対しまして、価格、需給の調査、監視を強めるなど、政府、自治体一体となって機動的かつ的確な対応を図っておるところでございます。

○刈田貞子君 私の質問にみんな先取りして答えちゃって、このぐらいで物価が安定しているようでございますけれども、そういう認識でいいですかといっているんです。そうしたら、そうですと、こう言えたいのに、景気状況までおっしゃってしまつたけれども、そういうことだと思つております。それは現時点での御認識だろうというふうに思っています。

今、家賃の問題もおさわりになったので、家賃のことについてはちょっと私は認識が違つております。家賃の問題については大変に厳しんです。大臣も御存じだと思つておられると、とにかく十八万何千という全壊、半壊、一部損壊で、考えますと家賃がみんな倒壊したわけですから、何といたしても今、住の問題が一番困っていることはもう皆さんの認識は同じところなんですけれども、そのことのために、当面借りて入りたいところの家族が物すごく上がってきているということのお訴えは私の方にもたくさん入ってきているんです。

現に企画庁が委託をいたしまして、全国に相談員協会というものがございまして、この相談員協会が大阪の鶴橋に今お話が出ました生活一一〇番というダイヤルをつくって、当初三日間は十台、その後は三台に減らして三月三十一日まで消費生活に関する相談を受けているということが出ております。これは企画庁が五百万の予算を急遽つけられて大変いい機関をつくつてくださったとは思つております。

そのこの現場に行きましていろいろ伺っておりますが、やっぱり家賃に関する相談あるいは苦情、不安というのが大変多いんですね。私が現に入つていたところにかかったのをそばで黙って聞いておりましたら、御老人の方の相談ですけれど

も、とにかくこの家は危ないから出ていってほしいというふうに言われているというのです。でも緑の紙が張つてあるではありませんかというふうに言ったら、緑というのは例の、赤が危ない、それから黄色が警告、緑は安全の方ですよ。緑の紙が張つてあるではないかというふうにその御老人がおっしゃつたら、それならば家賃を二万円値上げするよ、こういう話が出た。これに値上げすべきでしょうか、応じないべきでしょうかという質問がその一一〇番に入ってきたわけなんです。

例えばこういうことのように、家賃に対して大変なプレッシャーがかかっている実態なんです。私はこれについて大変今危惧しているところなんですけれども、これはどこが答えるんでしょうか、家賃の問題は。何かこういうことを抑える方法はな

いのですかということなんです。もつとしゃべりますと、私は先般米から話が出ています物価統制令、この物統令とか、それから四十八年につくりました国民生活安定緊急措置法、こういうものを研究してみました。この中に家賃みたいなものが指定できないのかどうなのかということでは実は研究してみたいんですけれども、この物統令の場合は、これはいつときビニールシートが値上がりしたときに、このビニールシートを指定商品の対象として考えるということは何かに話に出されたそうなんですけれども、これはどうなっているのか。

それからもう一つは、この物価統制令の場合は基準価格を決めないでこれできないんです。だから、家賃を物統令の対象にするのは難しいのかなどというふうに私は思いました。さりとて、売り惜しみ、買い占めの方を規制する国民生活安定緊急措置法の方では、これは生活関連物資というふうになつていまして、したがって、家賃を生活関連物資として解釈するのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

一方、物統令の方は、これは当時公衆浴場の値段が物すごく上がったんです、物統令をつくった当時。それで、公衆浴場の入浴料を抑えることを

物統令を使ってやったことがあるんですね。ですから、こちらの方はできるんです。ただし、基準価格を決めなきゃいけないという難しさがあるわけなんです。家賃の問題等で緊急に今困っているのはこれなんです、不安になつていっているのはこれについて何かいい策はございませんかというのが私の質問なんですけれども、どこが答えていただけますか。

○説明員(浜野 潤君) お答え申し上げます。

まず、先生の今おっしゃいました、物価統制令を一部の品目に使うというような一部報道がなされたのでございましてけれども、これは実は、警察庁の方で今回の地震に伴います災害に便乗するいろいろな事犯について全国の警察が一体となつて取り組んでいくという中で、その取り締まりに当たつていろいろな法律の適用というのを考えているけれども、その中の選択肢として物価統制令における、例えば不当に高値で契約をしてはいけな

いというような条項がございましてけれども、そういうことを適用するということを選択肢の一つとして考えているということであつたというふうに聞いております。

それからもう一点、先生のおっしゃいました生活二法、国民生活安定緊急措置法でございましてか買い占め売り惜しみ防止法で家賃の規制ができないかという点でございましてけれども、これは先生御指摘になられましたように、この法律が物価の高騰等に対処するために個別物資の需給・価格調整などの緊急措置を行うというふうな定めてございまして、財貨、物資を念頭に置いておりますので、家賃をこの物資として指定をいたしまして生活二法を適用するということはできないものでございまして。

それから三番目に、それでは物価統制令というものはいかがなものかということでございましてが、これは先生も御指摘のように、物価統制令は生活二法と違ひまして財産的給付のすべて、つまりサービスも含めて統制の対象に法律ではなっておりまして、したがって、家賃が適用対象となり得

この物価統制令の発動要件といふのは、戦後の事態と実質的に変わらない程度の非常に厳しい物価の高騰が生じているような異常な事態に立ち至ったときに、他の緊急事態を使つても価格等の安定を確保することが困難であるという場合にのみ可能になるものでございます。考え方として、私権を非常に著しく制限をいたしますし、またいろいろな弊害等も指摘をされておるものでございますから、戦後の物価高騰期を除いてはこうした統制額の指定というのは行われてないといふのが実態でございます。そういう状況でございます。

○刈田貞子君 今、宅建業協会等でもいろいろ御指導しているようでございますけれども、基本的には家の絶対数が少なくなってしまうというところから、こういうことが起きてくるんだらうというふうに思います。

大学生協にも聞いてみましたが、大臣、大学生協なんか本当に困っているんですね。大学の生徒さんの下宿していたところがみんなつぶれている、それで、現在、既存の住んでいたところがないと。今度新しく入学してくる人たちのところどこもあつせんする場所がないというようなことで聞いてきました。きのう、何かこのことをテレビが報道していたようでございますけれども、大学生協でも大変下宿あるいはアパートというようなことで困っているようでございますので、格段の御配慮をいただきたいというふうに思いますのと、不当な値上げについてはやはり指導していったいただきたい、このように思っております。

それから、先ほど物価が安定しているので大麥
 ありがたいということを申し上げましたけれど
 も、しかしながらこれからのいわゆる何というん

現にこれはけさの新聞を切り取つてまいりましたんですけれども、東京製鉄が日形鋼の八%値上げを宣言すると、こんなふうなことで鉄鋼材の値上げを既に宣言しているというようなことが出ておりまして、これからだんだん復興という形に現地が移行してまいりますと、比例してやはりこうした問題を監視していかなければならないというふうに思いますので、このこともお訴えをさせていただきます。

先ほど企画庁の答弁の中で先取りでお答えになっていましたけれども、今回のこの災害は日本の国、経済全体に対してはさしたるダメージということにはならないのではないかのようなお話がさつき出ていましたけれども、これは評論家の方々のお話が二分されるところでありまして、マインナ部分を相殺して先ほど言った復興需要というようなものが大きく上回っているわけば経済はむしろいい方に向くのだというふうな話と、いいえそうではないのだと、あの神戸港の全壊の状況あるいは西と東の流通経路の全く分断されている現在、この状況は日本の経済に与える影響は大変大きいんだ、中長期的に見てもやはりかなり深刻なものなんだというふうに論ずる学者と両方おるわけです。これ企画庁でもう一度お答えになりますか。いいですか。そういうふうに、大臣、論が二つに分かれております。

私が申し上げたいのは、きょうのこうした法律
ができ上がったことによって、そしてその傘下に
さらに個々の法律がいろいろ連なっていくことに
よって、日本の経済が、あるいはまた今家賃の値
上げを例に申し上げましたけれども、地域の方々
の生活が本当に復興して、そしてもと以上の生活

それからは、たくさんいろいろな用意をしたんですが、コープこうべに寄ってまいりました。

実は、神戸は、大正九年、賀川豊彦氏があそこです消費生活組合活動を訴えて、そしてあそこに組織をつくられた日本の生協運動の発祥の地であり、また消費界運動の発祥の地でもあるというふうに私どもは認識しております。兵庫県全体でも大変な組合加入率というのが、想像できないような組合加入率があるわけです。芦屋市に至っては、一五％の組織率というか加入率。これは人口を上回る加入率なんですけれども、親子三代にわたって加入していると一五％というような数字

が出てくるわけですね。ここにございますが、西宮が九五％、芦屋が一一・五％、神戸市で七・四％、そのうち東灘区では一〇・一％というふうに全国でも唯一の組合加入率の大変高いところでございまして、このコープこうべを中心にして兵庫県の生活協同組合活動というのは全国モデルになっております。

このたび、コープこうべの本部が全壊いたしました。ここ全体でコープこうべが受けた被害額はダイエーに匹敵するぐらいの五百億とも六百億とも言われている損害を受けております。これは後で厚生省に質問します。

ところが、生活協同組合活動というのは生協法という法律にのっとって動いておりまして、これは、その五条でうたわれていることは、要するに県の中の独立採算制になっているんですね。いわゆる員外利用ができないという形になっております。したがって、復興もその中で、自分たちの力でしかできない。ダイエーは全法人の総力を挙げて復活することはできるんだけれども、生協活動というのはそれができないんですね。

それから、二条では、人的統合組織というよう

したが、いまして、お願ひしたいことは、こうし
た大変い意味の生活協同組合活動をやつており
ます地域に対して格段の支援をしていただきたい
と、このように思ふんですけれども、これはいか
がでしょうか。

○説明員(高山康信君) 今回の阪神・淡路大地震によりまして、生協につきましては、先生御指摘がありましたコープこうべを初め兵庫県下の約二十の生協で被害があったわけでございます。被害総額につきまして、これは施設設備につきましては約三百二十五億円である旨兵庫県から報告を受けております。

特に、コープこうべは七十数年の歴史を持ち日本最大の生活協同組合でございますけれども、この事業活動の中心が今回の地震の被災地と全く同でございますして、大変大きな被害を受けております。施設設備等の被害額は約三百二十億円というところで、ほとんどコープこうべが被害を受けております。また、それ以外にも商品の被害額、それから営業損失等々を含めまして、先ほど先生御指摘ありましたけれども、約五百億円と私ども伺っておりますけれども、特に、本部が倒壊しまして、それから十六ぐらいの店舗が全壊する、七つの店舗が半壊をする、それらを含めまして五十二の施設が被害に遭ったということでございます。

こうしたコープこうべは、被害にもかかわらず、従来から神戸市といわゆる緊急物資協定というものに基きまして、被災地における、これは組合員に限らず、生活物資の確保や物価の安定ということを中心に被災にもかかわらず活動をされておるわけでございまして、この活動が被災者の方々の生活維持に大変大きく貢献されているというところで報道をされておるわけでございます。

この復旧につきまして、去る二月七日、コープ
こうべの会長から、日本生協連の会長でもござい
ますけれども、厚生大臣に要望書をいただいてい
るわけでございます。生協に関する融資制度とい
たしまして、店舗につきましては開発銀行の融資
制度がございまして、また、設備整備につきまし
ては消費生活協同組合資金の貸付に関する法律とい
うのがございまして、私も先般、この二
つの施設整備それから設備整備につきまして、政
府としてこれらの施策につきまして金利の引き下
げとか融資の比率の拡充など特例措置を講ずるこ
とをいたしております。

今後、厚生省におきまして、これらの生協から
要望がありますれば、これらの制度を最大限利用
いたしまして対応してまいりたい、こう考えてお
るところでございます。

○刈田貞子君 神戸市等との契約があつて、緊急
時に生活物資を放出するというようなそういう日
常、通常からの契約を結んでいた関係があつて、
コープこうべは被災直後に全地域に持っている物
資を全部放出して、そして市民のために役に立っ
たというこの報告を私もしていただきまして、
大変市民の皆様から喜ばれているというようなこ
とでありました。

先般、高村企画庁長官が直営のシアに寄つて
いただきました組合員を激励されたそうでござい
ますけれども、これも皆さんの大変励みになつて
おります。日本有数どころか世界有数の、生活
組合協同体は本場に神戸がシンボルであつたわけ
で、私も消費者運動にかかわってきた者は、毎
年、神戸会議というのがある、日本の消費者問
題のその年の新しい提案を神戸がやっているとい
うような中にある今回の被災でございまして、
で、全消費者団体の方々あるいは全国の生協の方
たちが挙げて神戸を応援しているというような
ところにございまして、また厚生省にあっては
格段の御支援をというふうに思っております。
それから次に、先ほどの家賃の話のことでもど
うしても問題になつてくるのが、今大変おくれ

ります仮設住宅のことにもまた話が戻るわけでござ
いますけれども、仮設住宅について言えば、あの
四万戸のうち三万戸は既に土地が確保できてい
るというふうに向つておりますが、残る一万戸に
ついては、後から追加した一万戸についての用地の
予定はどんなふうになつていっているのかという
一つと、それから資材の問題がございまして、
それからもう一つ、これは確認をさせていただ
かなければいけないですけれども、例えば、資
材が外国から輸入してきたものであつたとして
も、やはり労働力不足ということがあつたとい
うことが現地から言われているんですが、先
ほどは雇用不安の問題で失業者のお話が出まし
た。一方でこうした建設にかかわるいわゆる作業員
の不足ということがあつたのだとすれば、これに
対する手だてはどのように考えられるのか。以上、お
伺いしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) では、仮設住宅の方
からお答え申し上げますが、先生お話しのとおり、
仮設住宅四万戸確保いたしました、こう申し上げ
ておるわけでございまして、御承知のとおりい
ろんな事情によりまして、具体的に、完成しまし
た、お入りください、その段階で、かなりお
れております。最初の段階で、本場に地震が
おこりました当時、我が国内には二千戸だけしか
なかつたんですね。したがって、それから一
応計画を立てまして、そして契約して着工に入
つたわけでございまして、外国の方面も相当努力を
いたしました。交渉いたしましたのが十二カ国、
企業にいたしました外国だけでも九十数社。
ただ、外国は簡単に申し上げまして中小メ
ーカース、三十戸、五十戸は準備できますがと
いう、ほとんどストックはなかつた。そういう状
況で、契約してもあと四十日、五十日かかります
と。そういう筋合いが多かつたことも手伝つてお
ります。いずれにいたしましても、県も市も一
生懸命しりをたいてやっていたございまして、三
月いっぱい三万戸、こういう計画になつたわけ
でございます。

そこで、用地のお話でございますが、用地は一
万戸追加いたしましたけれども、この一万戸の分
も既に三十数カ所、約六十ヘクタールでござ
いまして、これは一応準備をいたしております。
しかも、先般御報告申し上げましたように、国有
地を三百二十ヘクタール準備いたしましたけれど
も、この中で、やはり兵庫県内域でなければい
かぬということでも八十ヘクタール整理いたしたわ
けです。その八十のうちの六十ヘクタールを今
一応使うという一つの計画に入れております。か
ら、あと大ざっぱに申し上げまして百二十ヘク
タールはその国有地の分でもあります。

さらにまた、会社等にもひとつボランティアで
出してこれというものを具体的に相談いたしまし
て、現に相当民間からも提供が出ております。き
のうも伊丹市等で私も現場を見てまいりました
が、例えば三井グループとかあるいはクボタと
か、二百戸分あるいは二百三十戸分という相当な
面積を提供いたしまして、押しなべて申
し上げて、用地関係におきましては一応の土
地は用意いたしましたという状況でございます。
先生御承知いただいておりますのでございま
すが、地元、罹災者の皆様方はできるだけ自分た
ちが今まで住所しておつたところあるいはその周
辺集落、こうおっしゃるものですから、そことの
調整が多少手間取つておりますが、一応物理的に
は、十分という言葉はどうかと思ひますけれど
も、一応応分の段取りはしてある、そういう状況
でございます。

○説明員(井口泰君) 御説明申し上げます。
今般の仮設住宅の建設に当たりましては、これ
まで一部導入が決定されました輸入の仮設住宅に
つきまして、資材の輸入のみを行う、設置に必要
な労働力につきましては我が国の労働力で既に手
当てされているものというふうに承知いたしてお
ります。
今後の輸入仮設住宅がどのくらい必要である
か、あるいはその規模がどのくらいになるかにつ
いてはまだ承知していないというところでございま

すけれども、労働省といたしましては、災害復興
に必要な当面の労働力の確保を図るために、被災
労働者の雇用を第一に考えておりますけれども、
同時に全国の公共職業安定所のネットワークを通
じまして広域的に労働力の確保に力を入れていき
たい、こう考えているところでございます。
○刈田貞子君 要するに、建設作業員が足りない
という話があるわけでしょう。これはどういふ
うに考えればいいのかというのがある一つと、
それからその場合に、もし海外からのそういう
労働力を応援いただくというふうなことになる
とすれば、これは、労働省が単純労働者はだめです
というふうになるんですね。だから、この辺のと
ころの労働力をどういふふうに確保なさるのかと
いう問題だと思ふんです。

○国務大臣(小里貞利君) 実は、きのうも現地の
三名の市長さん方と今お話ししたところも具体的に
御意見を聞いてみました。プレハブ住宅、仮設住
宅を提供するメーカーが大方全国的に一つのあれ
を持っておりまして、連れてきております。半
ば専門性、そしてなれていないけれども、半
ば専門性、そしてきのうも例えば宝塚あるいは
川西の市長さんたちが言っておられました、
玉から来ておられる、奈良から来ておられる、あ
るいは栃木から来ておられる、福島県から来てお
られる、方々からいわゆるプレハブ仮設住宅、住
宅産業界に日ごろ関係しておられる半ば専門家の
方々を総動員いたしております、そういうような
話をしておりました。

ただ、その方々も夜は宿泊のために大阪の方に
帰るものだから往復に四時間かかる、そういうと
ころで若干のロスはあるが、機材が到着したもの
は大体周到に労働者の方々もそれぞれ張りついて
促進をいたしております、そういう説明でござい
ます。
○刈田貞子君 まだ現地で聞いてきたことがあつ
て、もうちょっとそこをお話ししたいん
ですけれども、また後刻にいたしまして、あとと
う一つ環境庁にお伺いするんですが、被災地の環

境調査をなさったと伺っております。

私は、前にアスベスト対策について当院で十分しつこく質問した者の一人といたしまして、今回の倒壊家屋の中に六〇年代、七〇年代のものが相当数あり、その時代にはアスベストを相当数使っていたというふうに私は認識をいたしております。

今回は大気汚染で二十種類の物質、それから水質で二十八項目の調査をなさったというふうに伺っておりますけれども、その被災地の環境の中間報告しかお出しにならないというふうにも聞いているんですが、状況を伺うことと、私もう時間が無いものですから続けて言ってしまうんですが、アスベストに関して言えば、これは労働省にもお訴えしたいんですけども、アスベストの飛散防止のための散水というんですか、水を散布して建物からそうした粉じんが飛ばないようにすることと、それから労働者自身は防じんマスクを着用するということが、やはりこのことの御指導はちゃんとしていただかないといけないのではないかとこのように思います。

これは大体一〇〇当たり二本というのがILOの提示している労働者の働く条件の中にございますので、これはやはりきちっと守っていかなければならぬというふうに思っておりますので、一両日中に取りまとめとて何か公表する運びで今準備している段階でございます。

○説明員(柳下正治君) 先生御指摘の環境モニタリングでありましても、二月の上旬に実施いたしました。実は、現在そのモニタリングの結果をちょうど集計している最中でありまして、一両日中に取りまとめとて何か公表する運びで今準備している段階でございます。

その中で、特に神戸中心部のビルの解体等を行っている近傍の地におきましてもアスベストのモニタリングなども実施してございますので、その辺の状況も踏まえ、これまで関係省庁と謙じてまいりました対策をさらに徹底いたすべく、現在関係

省庁とも、現地の非常に困難な実情に応じたアスベストの飛散防止対策の推進をさらに心がけていきたい、こういうふうな思っております。

モニタリングの結果につきましても、今集計中でございまして、またの機会に御説明させていただきますと思っております。

○説明員(池田五男君) 先生御指摘のように、被災した建築物の一部には石綿が吹きつけられていて、その石綿が飛散しているという状況が、これら建築物を解体するに当たりまして石綿粉じんが発生することが十分考えられますので、労働省におきましては、解体作業に従事する労働者の石綿による健康障害、これを防止するために、大変難しいことですが、当面できる対策をいたしまして、先ほど御指摘のありました散水の実施、それから防じんマスクの着用、そのほかビニールシート等による飛散の防止、こういうことを講じるよう関係業界に指導しておるところでございます。

また、地元兵庫労働基準局におきましては、パトロールなどを実施いたしましてその指導の徹底に努めておるところでございます。労働省では、防じんマスクの着用の促進を図るために防じんマスクの無償配布も実施しているところでございます。

今後とも、これらの対策が徹底されますよう、さらに事業者に対する指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 きょうは、復興財源のことで大蔵省にも来ていただいておりますけれども、時間がなくなりましたので、大変失礼いたしました。

どうもありがとうございました。

○井上哲夫君 私は、新緑風会を代表いたしました。今回、この法案の審議というところでございまして、私は、直接この法案の審議というよりも、このたびの阪神の大震災でどうしたらいいかということ、二、三日前ですか、N地区で特集をしております。あの地震が起きてから三日間ですか、七十

二時間、どういことがあったかと、そういう観点からの特集だったと思うんですが、びっくりしたことは、一般の車が実際に一定の統率をとれた中で動かずに非常にばらばらに動いた、そのために肝心の車がなかなかうまく震災の目的地に入るこゝろでできなかった、それが大被害をまた倍加させたというふうな、そういうところ方だったと思うんです。

一体、地震が起きたときに一般の車はどういう対応をすべきなのか、あるいはその辺について法律上の規定はあるのか、こういう素朴な疑問を持ちましていろいろ調べていきますと、実に驚くべきことなんだけれども、かなり大規模な地震なり災害が発生したときに一般の車両はどうすべきかについて法律がない。

例えば、直ちに車はとめて、しかも道路を走っているわけですから、なるべく他の通行車両、例えば後へ続いてくる消防車とか医療関係車とかあるいは救急搬送の車、特別車両ですね、そういうものに道をあけるために道路の端に寄って、しかも例えバキは残したまま、ガラス等は全部閉め切つて、そして車を残して運転手は徒歩で次の目的地に移動しない、こういうことが考えられるわけですが、それはどこにも書いてない。

では、それは常識人として当たり前のことで、わかっていることをみんなやっているんだと。わざわざ法律で書くまでもない、あるいは規則で明記する必要もないということかといえますと、今回の阪神大震災ではたまたま、五時四十六分です、一般車両はほとんど動いてない時間であつたにもかかわらず、混乱といえますか秩序だった動きがとれなかった。これはどういふふうに考えたらいいいんでしょうかね。だから私は、現行法規の中でその辺のまづ御説明をお聞きしたいと思っております。

ちなみに、自動車学校で免許を取る際には、教則本というんですか、この本の中には書いてある。あるいは道路交通法の規定の中には、教則、教科で、自動車の免許を取る者に対してはこうい

う指導をしない、啓蒙しないという中にはあるという程度のものだとすると、これは今回の震災で盲点ではなかったか。別にそういうことを事荒立てるといいますか、強調するつもりはさらさらないわけですが、まずその点をお尋ねいたします。

○説明員(伊藤哲朗君) 今回の震災におきまして、被災地におきましては、警察としまして、緊急輸送車両の通行路の確保のために所要の交通規制、これは道路交通法に基づきます通行禁止の規制であるとか、あるいはパトカーにより緊急輸送車両の先導等を行ったところがございますけれども、現場の状況と申しますのが、道路損壊等により通行可能な道路が極めて限定されていたこと、また被災地等から大量の避難車両等の移動がございましたために、またさらに、警察官がほとんど被災者の救済を第一義として活動してございましたことなどから、緊急輸送車両の通行に支障があったというふうに考えております。

法的な根拠ということでございますけれども、基本的には先ほど御指摘ございましたように、交通の方法に関する教則というものが、これは国家公安委員会の告示でございますけれども、その中で、いわゆる運転免許を取得する人たちが、あるいは運転免許証の更新をされる方々に対して、こうした大地震が発生したときにはこういう行動をとってほしいということ、いろいろとその場において指導といえましょうか、運転者教育の中で行つておるところでございます。

○井上哲夫君 今の答弁は要領を得ないんですが、要するに、現行法で具体的な、一般の車の運転手はかくかくしかじかの場合にはこのような行動をとりなさい、とるべし、あるいはこういう行動はとってはいけないとか、そういうものはないということですね。

そうだとしますと、こういう行動をとっておれば例えば消防自動車は案々ともって消火作業に当たることができたとか、あるいは警察車両も情報収集がもつてきたとか、こういうことが言えな

いと思うんですね。

自衛隊法を改正して、自衛隊の車両等が被災現地に一刻も早くかつ必要に応じて適宜行動がとれるようにしなきゃならぬというふうなことが議論をされておるといふことですが、そもそも一般車両についての準則、法規、あるいは一般車両についての行動規制というものはつきりない以上、一般の国民から見たらもう得手勝手というか、勝手に自分でよかれと思う選択をそのときするより仕方がないということになってしまうと思うんですね。

そこで私は、小里大臣にお尋ねをしたいと思うんですが、こういう事態は決して看過し得ないと思いますか、このまま放置することはできないと思います。

今回の大震災の教訓で、やはり何らかの手を打っていただかなければならないと思うんですが、例えば防災の日が九月一日にあります。防災の日に形式的な訓練をしておれば、先ほどの上山先生の御質問にもありますように、備えあれば憂いなしがそうでなくなる、あるいは災害は忘れたころにやってくると言いますが、忘れたころにまさきにやってくる同じ道を歩むということになりかねないわけですので、この防災の日に、国民にもっと具体的な訓練あるいは認識を持たせるために、一つの考え方ですが、当面法律がないにしても、防災の日の午前中は日本の国土全体に必要な車両以外は一切動かないとか、防災を想定した車両の秩序ある動静がとれるような、そういうことをこれは国を挙げて考えないといけないんではないか。地方自治体、各市町村に適宜適当な措置をお任せすればいいんじゃないものではないでしょうか。この点で大臣の所見をお伺いしたいと思いますが。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま先生のお話をお伺いいたしております。実は私も一月二十日の夕方でごさいます。現地でおっしゃるとおりの大変に困難、深刻な交通の窮状といえます。事態を経験いたしました。伊丹に着きまして、そ

れから神戸の中心地に入るのに大体五時間半ぐらいかかりました。なるほど震災が激甚であるがゆえに交通路線も相当整理されておりますし、物理的に自動車が行ける路線というのが極めて平時よりも、もうざっと申し上げまして半分以下に制約されていまして、そういう感じがいたしました。そこいらんな自動車に殺到したしておるものから、率直に申し上げまして、私も現場に急がなければならぬだけども、それなりの御配慮もいただいたけれども、それで五時間余りかかった、そういう状況でございました。

今、先生から御指摘がございましたように、地震でも災害が発生いたしましたときに、初期の情報収集あるいは伝達あるいは緊急な初動対応、特に初期段階におきます応急出動体制というものを有効ならしめるために交通の整備というものがいかに必要であるか、いわゆる緊急時におきます交通規制の実効性というものをこの機会に十分分析しなければいけません、そう思いました。

先ほど警察の方からお話しいただきましたように、私も実はまた警察からいろいろ助言などもいただきました。目下そのことを勉強させていただいておるところでございますが、この機会にでき得るならば、警察の方でもいろいろ御検討いただいておりますが、また私も自他も、災害対策基本法の法体制上、私も私もみずから国民全体のこれに対する理解とそして機敏な対応を求めるために検討をする必要があるなど、さように思っております。

○井上哲夫君 これは細かくやると時間がすぐくかかるんですが、隣の農水委員会の進行が早まっているので、二、三分で私も終わりたいと思っております。例えば一定の大災害、震度六の地震が発生したときとか、最大風速四十メートルの台風が上陸をした地域においてはとか、いろんな想定した事案のときに、一般車両はまず何をしなければならぬかについて明確な行動準則を早急につくらなければならない。しかも、それはどういう事態が発生してどういう通告が起ったときには

その行動準則から解放されます、それまでは解放されませんとか、そういうふうな問題を国の法規の中に入れない限り、これは日本人というのは、大江健三郎さんの演説で、あ、いいでいいことだ、いいことかどうかは知りませんが、まさにあ、いい国家と言われかねないし、そういう肝心なところの法律はなくて、なくていいような法律が細々とたくさんあるというふうな、私は法律家ですのでもちよと余り文句を言うところのところへはね返ってきませんが、実に困った問題だと。

今回の震災を見ますと、自動車学校の教則本に頼っているだけではないなんて言ったらこれはもう大変な事態ではあると思つて、あえて質問をさせていただきます。どうか大変今いろいろなことが課題の中にあつて、大臣の方もほとんどあれもこれもというときだと思つて、ぜひこの点も考慮に入れていただいて、関係各省と緊急の対応、対策をお願いしたいと思つております。

特に私は、この際、一般道路における車両の動静については、とかく海外では規制が平時の場合でも行われている例が多くなりつづつあります。非常時の場合でなく平時の場合でも車両の進入規制やあるいは車両の通行規制が行われている。日本の場合にはほとんどそれがありません。マラソンをやると、非常に整然とマラソンが行われて、外国の報道は日本はすばらしいなんて言いますが、あれは平時のときに一生懸命警官がたくさん出てもう必死に規制をするからああいうふうなことを考えるだけで、そういうふうなことを考える

と、この際、防災の日ぐらいは一般車両については準則をつくって訓練を重ねないと間に合わないんではないかと思つておりますので、最後にそのことに念を押しまして、終わりたいと思つております。

○国務大臣(小里貞利君) 今も私の横の方にいらつしやる防災局長とお話したのでございますが、先生もお触れいただきましたように、今次のこの経験を本当に大きな教訓にしまして、やらなければならぬ、しかも早急に対応しなければならぬ事項がたくさんございますが、私は今御指摘になりましたこの実効のある交通規制というのは、警察庁にもよく御相談申し上げながら、また私どもの一般行政の立場でも防災行政の立場でも反省するところは反省して、この際根本的に、災害対策基本法等に触れるか触れぬかもあります。その辺も含めて十分腹を据えて検討する必要があります。さように思つております。

○井上哲夫君 ありがとうございます。

○林紀子君 五千四百名を超える犠牲者を出した阪神大震災から一カ月が過ぎ、改めて深い悲しみと復興への思い、願いが広がっています。

ほとんど焼け野原と化した長田区菅原通がある地域で十八日には合同慰霊祭が行われました。被災者は「いつの日か訪れる街ができるまで、力強く生き抜くことがすべてです」と弔辞を読み上げたとのことです。

こうした被災者の願いにどうかたえていくのか、今私たちに政府にも求められていることだと思つております。

私たち日本共産党は、二月十日に「阪神大震災の復興対策をどうすすめるべきか」という提案を発表しましたが、復興の基本は何よりもこうした被災者の生活を再建する土台を築くことであり、再び震災の恐怖におびえずに暮らせるよう防災の見地を買った新しい町づくりを進めることだと思つております。

そこで、復興に当たつての計画ですが、第一に、そこに暮らす地元住民を中心に据える、再建計画の策定と事業の推進は住民の参加と合意が貫かれなければならないと思つておりますけれども、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) 今次御相談申し上げました法案の中におきます基本理念、その中でも最も大きな柱といたしまして、まず国と地元の役割分担、このことを申し上げておるわけでございますが、これはただ単に行政上の日ごろの行政区分をあえて言つておるのではなくて、やはりその

そして、もう一つお伺いしたいのは、被災地にたくさん住んでいらっしゃる外国人にも十分配慮して、日本の国民と差別をしないでほしいということですね。災害対策基本法の第一条の「目的」のところには、「この法律は、国土並びに国民の

さいですが、実は今度二十四日にまず第一弾とい
たしまして、私どもはもろもろの復旧・復興にかか
ける事業費を予算として御相談をいたします。そ
して、その中で負担区分等も相当国が過大に踏み
込んだ負担区分というものを御相談申し上げる予

さいですが、まあむしろ政府の事情にはよく通じて下河辺さんでありますから、そういう前提で考えますと、いわゆる地方自治の皆さんあるいは見識家の皆さん、ひとつこの際積極的に意見を聞かしてくれよと、そういう期待を込めてお話をなされた。

臣は「私有財産にかかわる個人補償を真正面から」という仕組みになっておりません。……というふうに否定的なお答えをなしました。総理も、「国の仕組みとして個人にわたる私有財産というものに対して限界が一応あるもの」だというふう

にお答えになったわけですが、

しかし、この日曜日に、これは民放テレビでしかたけども、十九日の日に自民党の加藤一政調会長が出演をなさいます。与党第一の自民党の政策責任者であるわけですから、そのときに、財源の問題は何かできる、個人補償をいかにどうするか国会で議論しよう、与野党が角突き合せて対立することではない、こういう御発言をなさっていただけないか。私は、その点では今まで総理や大蔵大臣が答えたことと大分ニュアンスが違っているというふうに思っています。それは大蔵私の方も歓迎するわけで、大いにこの国会の場で議論をしていきたいと思います。

私たち日本共産党は、個人補償ということを一貫して言い続けてお話しし続けているわけです。ですから、その部分につきましても、ぜひ政府の当局といたしまして、総理や大蔵大臣が言っているように、私に財産にかかわるものはそういう仕組みにはもうなっていないだ、というふうに切り捨ててしまおうか門前払いというか、そういうことでなくしていただきたいということ。一番実情をよく御存じの担当大臣である小里大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) 今、加藤政調会長のテレビ討論のお話でしたが、私もあるいはその番組に出ていたかとも思いますが、ちょっと定かではありません。

前後に議論をいたしましたことは、要するに加藤政調会長は、確かに話がお話でございます。これは改めてハウスの場で議論しよう、これはこういうところで、テレビの討論のところで角突き合せてやる話じゃない、もっと政治の根本的な次元において国の政治、社会形態の仕組みをもう一回洗い直さなければならぬ簡単に結論が出ないんじゃないかというニュアンスでお話になった、こう思います。

私は、実は、そのことの表現について、番組は違ったかもしれないけれども、国民の合意と負

担を用意できるのであれば、国民世論、国民の支持と負担を用意できるのであれば、それは大きな山を国の仕組みを変えることによって越えたということになるであらう。一つ一つの展開が出てきます。そういふことを言ったわけではございません。実は先生も御承知のとおり、ハウスの中でいろいろ議論いただきました。いろいろな形において一つの施策が御期待に沿うような一つの延長線上で出てくるにしても、しよせんは国民の皆さんの理解と負担をいただかなければならない問題でございます。そこに大きな私どもも苦渋をいたしておると、そういうことを申し上げさせていただきます。

○林紀子君 その国民の支持ということですが、それはあれだけの皆さんの義援金が集まり、そしてあれだけの皆さんの人たちがボランティアに飛び込んでいった、そのことを見てもやはり国民は支持をしている、今回の災害というのを我が事のように考えている証拠じゃないかと思うわけです。

多くの国民のあの災害を見ての気持ちというのは、今後こういうことがいつ起こるかかわらない、地震列島である日本に住んでいる身としては、いつ自分のところに襲ってくるかわからない、だからそういう点でもこの個人補償というのをきんとしてもらいたい、税金を使ってもちゃんとそれは補償してもらいたい。それは今することはない、いずれ我が身にも降りかかってくることは、だからというところで、大きな支持というのはいかに得られているかということは自明のことではないかというふうに私は思っています。

○国務大臣(小里貞利君) 私が先ほども申し上げたいわゆる補償という概念で整理をさせていただきます。本日に国の政治、社会の形態を根本から考えなければならぬところがあるよという重大な問いかけがあるものから、なおまた、補償となりますと、もう先生御承知のとおり、加害者があって初めて補償という一つの方程式が出てくるのかという一つの基本もあるわけでございます。私は、その辺の一つの整理ができればそれはもう本日にそれにこしたことはないと思います。けれども、実質、そのような精神あるいは政治の姿勢を具体的に何らかの形で示せないかと。

例えば、一つの、箱は違ってもその中におっしゃるような温かい救援のハートを打ち込む、そしてまた具体的な施策を打ち込む、そういうもの等が何か考えられないか、そういうところを私どもは集中的に今注目をするべきである。

先ほど、その一つとして義援金のお話が出ましたが、普賢岳義援金の場合は御承知のとおり大変賢明な処理をなさっておられるなど、そういうことも感じております。なおまた、基金の問題等も出てくるわけですが、知事さん、もともとパンチのきいたものをお出しになったらどうですかと促しておる私のこの方針からいまして、あるいは間接的に御理解いただけるかなと、こういうふうにも思っております。

○林紀子君 まだまだ議論を深めなくてはいいなと思います。立派なそれこそ防災の町をつくるということ、これは確かに必要です。けれども、そこに住んでいる人の生活が立ち行かなくなる、これじゃ本場の復興じゃないと思うわけですね。ですから、そこに住んでいる方々の生活、営業の再建、これが復興の土台である、人間が復興の土台である、そのことをぜひ大きな基本に据えて考えていただきたというのを申し上げておきたいと思っております。

そして、きょうは文部省にも来ていただいておりますけれども、被災者の多くの方たちが小学校、中学校に避難をされていらっしゃるわけですね。ところが、学校内に緊急物資の備蓄の部屋をつくる、こういうことはできないだろうか。だれしも考えることですが、現行の法体系、義務教育諸学校施設費国庫負担法というのがあるんだそうです。これでは目的外使用ということに当たらないか、これでは目的外使用ということに当たらないか、小中学校を避難所として

ても位置づけて学校づくりを進める、これも重要なことではないかと思っております。いかがですか。

○委員長(陣内孝雄君) 簡潔にお願いいたします。

○説明員(玉井日出夫君) お答えを申し上げます。今回の大震災におきましては、学校が緊急避難の場所として大変重要な役割を果たしておりますので、御指摘の趣旨は大変重要な問題であるというふうな認識を持っております。

そして、現在でも、例えば東京など幾つかの地域におきましては、公立学校施設において防災備蓄等が行われている事例がございます。ただ、これはいずれもその学校独自ということではなくて、地域の防災計画全体の中で必要な措置が講じられているわけでございます。したがって、今後地域の学校をどのように防災面で強化していくか、こういう問題につきましては、やはり全体の防災計画の中でどういうふうに考えていくか、こういう問題だろ、と思っております。今後学校教育とかかわりも十分考えながら多角的かつ総合的に検討していく課題だろ、と、かように思っております。

以上でございます。

○林紀子君 第七次地震予知計画というのは再検討することになっているということですが、これの中ですべて活断層の観測体制についても検討すべきだと思っております。現在これはどんな検討が進められているかというのがある程度は知らせていただきたいと思います。

○説明員(崎谷康文君) 我が国におきまして地震予知研究は、文部省に置かれております測地学審議会が建議をいたします。地震予知計画に基づきまして、大学、省庁、国土地理院等の関係機関が連携協力をして推進しております。

ル、可能性を評価する手法の開発を目指すことに
しております。

現在、大学、工業技術院地質調査所、国土地理
院等関係機関が連携協力しつつ、活断層の活動特
性の解明のための観測研究を一層進めるべく検討
しておりますけれども、今回の兵庫県南部地震に
かんがみまして、さらに活断層の調査につきまし
ては一層推進していきたいと考えております。現
在、測地学審議会におきましても、その点につい
ての検討を進めたいということでございます。
○林紀子君 時間がなくなりましたので、ありが
とうございました。

○委員長(陣内孝雄君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。――別に御発言もないようですから、こ
れより直ちに採決に入ります。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関
する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

この際、野別君から発言を求められております
ので、これを許します。野別君。

○野別隆俊君 私は、ただいま可決されました阪
神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する
法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民
主連合、平成会及び新緑風会の各派共同提案によ
る附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組
織に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期
すべきである。

一、阪神・淡路復興対策本部は、災害の復興事
業に関する極めて重要な目的をもって設置さ

れる趣旨にかんがみ、関係省庁間の円滑かつ
速やかな調整を図り、地方公共団体又はその
機関が実施する災害復興事業が円滑に施行さ
れるよう国は必要な関係法規の整備に努める
こと。

二、阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推
進するため、地方の主体性を重視しつつ、国
としての役割を明確にし、新しい時代の都市
づくりの観点から、地方公共団体と協力し、
復興計画を速やかに提示できるよう積極的に
支援することとし、必要な財政措置を講ずる
こと。

三、被災地域の雇用の安定を図るとともに、被
災中小企業を初めとする地域の企業の一日も
早い事業再建へ向けて、財政、金融、税制上
の万全の措置を講ずること。

四、被災者の生活の再建及び経済の復興に当
たっては、財政、金融、税制上の助成等負担
の軽減に配慮し、万全の措置を講ずるととも
に、民間の活力を生かした復興意欲を振興す
るよう努めること。

五、新たな復興計画の策定に関しては、防災都
市づくりを考慮して公共の福祉と私権の円滑
な調整を図ること。

六、復興計画の策定に当たっては、建築基準
法、都市再開発法等の建築規制の特例を活用
するなど、特に区分所有建築物の円滑な復興に
配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整
備に関しても災害に強い都市づくりの観点か
ら、都市基盤施設やオープンスペースの確保
に配慮した計画を策定すること。
右決議する。

以上であります。
○委員長(陣内孝雄君) ただいま野別君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(陣内孝雄君) 多数と認めます。よっ

て、野別君提出の附帯決議案は多数をもって本委
員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小里国務大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。小里国務大臣。

○国務大臣(小里貞利君) 本委員会におかれま
しは、本法案につきまして熱心な御審議をいた
いただき、誠にありがとうございますことを深
く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして
は、今後その趣旨を生かすよう努めてまいります
とともに、ただいま議決になりました附帯決議に
つきましても、その趣旨を十分に体して努力する
所存でございます。

ここに本法案の審議を終わるに際し、委員長初
め委員各位の御指導、御協力に對して深く感謝の
意を表し、ごあいさついたします。

どうもありがとうございます。
○委員長(陣内孝雄君) なお、審査報告書の作成
につきましても、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十六分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。
一、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織
に関する法律案

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に
関する法律案
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織
に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、阪神・淡路大震災による甚

しい被害を受けた地域(以下「阪神・淡路地域」
という。)においてその震災被害が未曾有のもの
であることにかんがみ、阪神・淡路地域の復興
についての基本理念を明らかにするとともに、
阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めること
により、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進す
ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共
団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向
を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域におけ
る生活の再建及び経済の復興を緊急に図ると
ともに、地震等の災害に対して将来にわたって安
全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力あ
る関西圏の再生を実現することを基本理念とし
て行うものとする。

(国の講ずる措置)

第三条 国は、前条の基本理念のつとめ、阪神
・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措
置その他の措置を講ずるものとする。

(阪神・淡路復興対策本部の設置)

第四条 総理府に、阪神・淡路復興対策本部(以
下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 阪神・淡路地域についての関係地方公共団
体が行う復興事業への国の支援その他関係行
政機関が講ずる復興のための施策に関する総
合調整に関すること。
二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によ
り本部に属せられた事務

(阪神・淡路復興対策本部の組織)

第五条 本部の長は、阪神・淡路復興対策本部
(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣を
もって充てる。
2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。
3 本部に、阪神・淡路復興対策副本部長(以下
「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて
充てる。

一、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

- 4 副本部長は、本部長の職務を助ける。
 - 5 本部に、阪神・淡路復興対策本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
 - 6 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。
 - 7 本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。
 - 8 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
 - 9 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
 - 10 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- （この法律の失効）
- 第二条 この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。
- （総理府設置法の一部改正）
- 第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。
- 第四章中第十八条を第十九条とし、第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第二章第二節中第十五条の次に次の一条を加える。
- （阪神・淡路復興対策本部）
- 第十六条 本府に、阪神・淡路復興対策本部を置く。
- 2 阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務については、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年法律第号）の定めるところによる。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は二月十七日）